

業務統計

1	概況（過去5年間の推移）	84
	(1) 承諾状況	84
	A. 金融目的別出融資保証承諾状況	84
	B. 地域別出融資保証承諾状況	84
	(2) 実行状況	85
	(3) 回収状況	85
	(4) 残高状況	85
2	承諾	86
	(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況	86
	(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況	86
	(3) 日本企業の海外投資（資源関連除く）に対する融資承諾状況	87
	(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況	87
	(5) 地域別承諾状況	88
	A. 輸出金融の地域別融資承諾状況	88
	B. 輸入金融の地域別融資承諾状況	88
	C. 投資金融の地域別融資承諾状況	88
	D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況	89
	E. ブリッジローンの地域別融資承諾状況	89
	F. 保証の地域別承諾状況	89
	G. 保証の種類別承諾状況	89
	(6) 国・地域別出融資承諾状況	90
3	残高	93
	(1) 金融目的別出融資保証残高状況	93
	(2) 保証種類別残高状況	93
	(3) 国・地域別出融資残高状況	94
4	その他	96
	(1) バイヤーズクレジット・バンクローン主要案件一覧（2012年度）	96
	(2) 事業開発等金融案件一覧（2012年度）	96
5	標準的な融資条件	97
6	地域分類内訳国・地域等について	98

1・概況 (過去5年間の推移)

(1) 承諾状況

A. 金融目的別出融資保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2008年度 (平成20年度)			2009年度 (平成21年度)			2010年度 (平成22年度)			2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
①融資															
輸出	24	276	1	46	978	3	35	1,512	9	40	2,079	13	40	1,266	3
船舶	—	—	—	10	111	0	14	386	2	20	626	4	15	230	1
プラント	24	276	1	36	867	3	21	1,125	6	20	1,453	9	25	1,036	2
輸入	2	154	1	1	82	0	1	1,695	10	3	1,726	11	4	3,043	7
資源	2	154	1	1	82	0	1	1,695	10	3	1,726	11	4	3,043	7
投資	149	18,165	67	134	21,937	65	60	7,103	40	84	9,620	60	157	31,385	74
資源	30	8,898	33	16	5,229	16	11	2,219	13	26	6,079	38	39	17,842	42
一般	119	9,267	34	118	16,708	50	49	4,883	28	58	3,540	22	118	13,543	32
事業開発等金融	8	2,255	8	13	3,443	10	8	768	4	3	232	1	10	2,105	5
ブリッジローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	832	2
小計	183	20,852	77	194	26,441	79	104	11,079	63	130	13,657	86	213	38,633	91
②保証	30	5,230	19	22	7,079	21	26	6,381	36	15	2,285	14	21	3,032	7
③出資	5	856	3	5	130	0	3	198	1	1	15	0	8	743	2
合計	218	26,939	100	221	33,651	100	133	17,659	100	146	15,959	100	242	42,409	100

B. 地域別出融資保証承諾状況

(単位：億円、%)

	2008年度 (平成20年度)			2009年度 (平成21年度)			2010年度 (平成22年度)			2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	96	4,261	16	94	8,510	25	57	2,215	13	65	2,699	17	86	5,136	12
大洋州	18	2,560	10	5	1,754	5	1	83	0	12	1,704	11	17	10,057	24
ヨーロッパ	23	6,063	23	35	5,183	15	9	624	4	15	2,166	14	33	6,606	16
中東	8	2,100	8	3	1,026	3	11	4,093	23	8	2,324	15	12	3,059	7
アフリカ	6	1,135	4	3	257	1	3	663	4	3	33	0	7	843	2
北米	25	4,313	16	27	4,959	15	10	1,485	8	11	1,136	7	35	7,108	17
中南米	38	4,703	17	40	5,115	15	34	4,262	24	26	4,155	26	43	8,055	19
国際機関等	—	—	—	1	91	0	2	243	1	3	123	1	—	—	—
その他	4	1,801	7	13	6,751	20	6	3,987	23	3	1,615	10	9	1,542	4
合計	218	26,939	100	221	33,651	100	133	17,659	100	146	15,959	100	242	42,409	100

(2) 実行状況

(単位：億円、%)

		2008年度 (平成20年度)		2009年度 (平成21年度)		2010年度 (平成22年度)		2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資	輸出	544	2	438	1	736	4	739	5	1,431	5
	輸入	2,168	10	1,599	5	723	3	2,122	15	1,627	6
	投資	14,330	66	22,228	67	10,415	50	7,007	50	21,446	75
	事業開発等金融	807	4	1,867	6	1,044	5	1,032	7	522	2
	ブリッジローン	—	—	—	—	—	—	—	—	797	3
	小計	17,850	82	26,134	78	12,920	62	10,902	77	25,825	90
②保証		3,663	17	7,034	21	7,770	37	3,108	22	2,706	9
③出資		302	1	136	0	268	1	73	1	172	1
合計		21,817	100	33,304	100	20,958	100	14,084	100	28,704	100

(3) 回収状況

(単位：億円、%)

		2008年度 (平成20年度)		2009年度 (平成21年度)		2010年度 (平成22年度)		2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資	輸出	1,251	9	1,199	10	1,525	12	1,253	8	1,124	7
	輸入	691	5	600	5	1,973	16	2,524	15	1,474	10
	投資	6,123	46	4,149	35	4,638	37	7,117	43	7,071	46
	事業開発等金融	2,859	21	2,424	20	2,049	16	1,924	12	1,616	11
	ブリッジローン	—	—	—	—	—	—	—	—	797	5
	政府ベース借款	26	0	26	0	24	0	31	0	29	0
	小計	10,952	82	8,399	71	10,210	81	12,852	78	12,113	79
②保証		2,398	18	3,439	29	2,367	19	3,626	22	3,181	21
③出資		0	0	0	0	8	0	61	0	30	0
合計		13,350	100	11,839	100	12,586	100	16,539	100	15,324	100

(注) 2011年度および2012年度における繰上償還額(翌年以降に原償還期日が予定されていたもののうち当該年度中に償還された額)は、各々2,633億円および949億円です。

(4) 残高状況

(単位：億円、%)

		2008年度 (平成20年度)		2009年度 (平成21年度)		2010年度 (平成22年度)		2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
①融資	輸出	9,011	10	8,082	7	6,985	6	6,429	6	7,103	5
	輸入	7,155	8	7,932	7	6,305	6	5,844	6	6,302	5
	投資	41,725	47	57,863	54	58,272	53	57,629	55	81,659	62
	事業開発等金融	14,065	16	13,339	12	11,837	11	10,863	10	10,358	8
	政府ベース借款	543	1	519	0	543	0	456	0	426	0
	小計	72,501	81	87,738	81	83,944	77	81,223	77	105,851	81
②保証		16,503	18	19,770	18	24,432	22	23,783	22	24,006	18
③出資		305	0	442	0	726	1	703	1	1,001	1
合計		89,310	100	107,951	100	109,103	100	105,710	100	130,860	100

2・承諾

(1) 日本の船舶・プラント輸出等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
船舶	20	626	30	15	230	18
車両	—	—	—	1	102	8
電気機械	10	193	9	6	185	15
通信機械	—	—	—	1	17	1
繊維機械	—	—	—	4	365	29
その他の産業機械	6	1,041	50	12	308	24
工作・加工機械	2	19	1	—	—	—
化学設備	1	496	24	1	47	4
石油・ガス設備	1	464	22	2	171	14
鉄・非鉄製造設備	2	61	3	4	55	4
その他	—	—	—	5	33	3
その他	4	217	10	1	56	4
合計	40	2,079	100	40	1,266	100

(2) エネルギー・鉱物資源の確保等に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
エネルギー資源	17	4,584	59	26	14,731	71
石油	2	553	7	6	3,372	16
天然ガス	11	3,120	40	15	9,273	44
石炭	4	910	12	5	2,085	10
その他の資源	10	2,281	29	14	5,762	28
鉄鉱石	—	—	—	1	1,029	5
銅・銅鉱石	2	1,182	15	9	4,563	22
鉛・亜鉛	1	74	1	—	—	—
ニッケル	1	606	8	2	98	0
アルミ・ボーキサイト	2	230	3	—	—	—
燐鉱石	1	137	2	—	—	—
塩	1	44	1	—	—	—
木材・木材チップ・パルプ	2	5	0	2	70	0
その他	2	939	12	3	391	2
合計	29	7,805	100	43	20,885	100

(3) 日本企業の海外投資(資源関連除く)に対する融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	42	1,013	29	45	1,660	12
食料	—	—	—	4	569	4
繊維	3	22	1	—	—	—
木材・パルプ	1	1	0	—	—	—
化学	8	160	5	6	193	1
窯業・土石	2	64	2	1	13	0
鉄・非鉄・金属製品	7	276	8	6	168	1
機械	1	17	0	5	16	0
電気機械	2	36	1	—	—	—
輸送用機械	11	407	12	13	550	4
その他の製造業	7	27	1	10	148	1
建設業	—	—	—	1	25	0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1,064	30	10	1,144	8
情報通信業	1	48	1	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	1	1,195	9
商業	1	4	0	2	63	0
サービス業	2	120	3	5	4,124	30
その他 ^(注)	9	1,289	36	54	5,330	39
合計	58	3,540	100	118	13,543	100

(注) 「その他」には、日本の民間金融機関向けツー・ステップ・ローンが含まれており、自動車・同部品、電気・電子、機械・金属、化学、卸売・小売といった多様な製造業やサービス業を含む日本企業の海外事業を支援しています。

(4) 中堅・中小企業の海外投資事業に対する融資承諾状況

(単位：億円)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
	件数	金額	件数	金額
中堅企業および中小企業者向け融資	16	36	34	341

(注1) 中堅・中小企業の海外投資事業への融資に際しては、貸付利率等の融資条件の優遇措置を設けています。

(注2) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業(ただし中小企業者以外)を指します。

(5) 地域別承諾状況

A. 輸出金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	14	313	15	15	329	26
東アジア	2	12	1	5	60	5
東南アジア	8	173	8	4	54	4
南アジア	4	127	6	5	75	6
中央アジア・コーカサス	—	—	—	1	139	11
ヨーロッパ	9	1,040	50	3	41	3
中東欧・ロシア	3	561	27	—	—	—
西ヨーロッパ	6	478	23	3	41	3
中東	4	563	27	5	66	5
アフリカ	1	27	1	6	593	47
サハラ以北	—	—	—	1	171	14
サハラ以南	1	27	1	5	422	33
中南米	11	86	4	11	235	19
国際機関等	1	48	2	—	—	—
合計	40	2,079	100	40	1,266	100

B. 輸入金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
大洋州	1	126	7	—	—	—
中東	—	—	—	1	1,911	63
中南米	—	—	—	1	181	6
その他	2	1,600	93	2	950	31
合計	3	1,726	100	4	3,043	100

C. 投資金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	48	2,107	22	52	1,696	5
東アジア	10	30	0	16	142	0
東南アジア	33	2,000	21	23	1,082	3
南アジア	5	76	1	12	276	1
中央アジア・コーカサス	—	—	—	1	195	1
大洋州	11	1,578	16	16	9,839	31
ヨーロッパ	6	1,126	12	30	6,564	21
中東欧・ロシア	1	22	0	1	27	0
西ヨーロッパ	5	1,103	11	29	6,537	21
中東	3	861	9	1	116	0
アフリカ	2	5	0	—	—	—
サハラ以南	2	5	0	—	—	—
北米	4	495	5	30	6,596	21
中南米	10	3,445	36	24	6,457	21
その他	—	—	0	4	114	0
合計	84	9,620	100	157	31,385	100

D. 事業開発等金融の地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	1	140	60	4	1,332	63
東南アジア	—	—	—	3	1,290	61
南アジア	1	140	60	1	42	2
中東	—	—	—	2	70	3
中南米	1	45	20	4	702	33
国際機関等	1	46	20	—	—	—
合計	3	232	100	10	2,105	100

E. ブリッジローンの地域別融資承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	—	—	—	2	832	100
東南アジア	—	—	—	2	832	100
合計	—	—	—	2	832	100

F. 保証の地域別承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	2	137	6	9	896	30
東アジア	—	—	—	1	9	0
東南アジア	1	49	2	6	818	27
南アジア	1	88	4	2	69	2
中東	1	900	39	3	894	30
アフリカ	—	—	—	1	250	8
サハラ以北	—	—	—	1	250	8
北米	7	641	28	5	511	17
中南米	4	577	25	3	479	16
国際機関等	1	29	1	—	—	—
合計	15	2,285	100	21	3,032	100

G. 保証の種類別承諾状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)			2012年度 (平成24年度)		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
サムライ債保証	2	1,300	57	3	1,700	56
航空機輸入保証	7	641	28	5	511	17
その他	6	344	15	13	820	27
合計	15	2,285	100	21	3,032	100

(6) 国・地域別出融資承諾状況

(単位：億円)

地域/相手国等			2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アジア	東アジア	中国	10	30	16	121	1,504	38,497
		香港	2	12	4	40	268	2,959
		韓国					695	12,794
		その他			3	64	1,027	5,085
		小計	12	42	23	226	3,494	59,336
	東南アジア	ブルネイ					4	451
		インドネシア	15	596	9	1,337	1,469	54,517
		マレーシア	2	23	3	139	591	13,145
		ミャンマー			2	832	56	1,445
		フィリピン	1	606	3	163	812	17,474
		シンガポール	5	61	2	353	460	7,620
		タイ	12	659	10	427	2,448	26,906
		ベトナム	6	227	3	3	121	2,145
		その他					36	2,139
		小計	41	2,174	32	3,258	5,997	125,846
	南アジア	バングラデシュ					7	229
		インド	9	343	20	419	823	11,786
		パキスタン					290	2,983
		スリランカ	1				59	649
		その他					17	36
		小計	10	343	20	419	1,196	15,685
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン			2	334	25	3,018
		トルクメニスタン					7	752
		ウズベキスタン					12	606
		その他					8	1,950
		小計			2	334	52	6,327
	計		63	2,561	77	4,239	10,739	207,196
大洋州		オーストラリア(豪州)	8	1,138	16	9,984	853	27,660
		ニュージーランド					145	1,412
		パプアニューギニア	4	566	1	73	56	2,672
		その他					52	270
		計	12	1,704	17	10,057	1,106	32,015

(単位：億円)

地域/相手国等			2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	ベラルーシ					3	56
		ブルガリア					117	1,344
		チェコ					31	850
		ハンガリー					36	1,541
		モルドバ					1	53
		ポーランド					112	1,724
		ルーマニア					142	952
		ロシア	4	584	1	27	113	15,189
		ウクライナ					11	413
		その他					700	17,232
		小計	4	584	1	27	1,266	39,359
	西ヨーロッパ	キプロス	3	50	4	62	18	174
		フランス			4	1,189	309	6,416
		ドイツ			5	68	259	2,425
		イギリス(英国)			10	1,508	521	14,361
		アイルランド			3	2,774	40	3,027
		イタリア	2	406	3	95	44	852
		マルタ	1	21			3	119
		オランダ			1	744	95	3,965
		ノルウェー					248	4,562
		ポルトガル					46	375
		スウェーデン	2	637			56	1,327
		スイス	3	466	2	134	85	1,011
		その他					743	8,177
		小計	11	1,581	32	6,578	2,467	46,797
		計	15	2,166	33	6,606	3,733	86,156
中東		バーレーン					6	1,104
		イラン					199	10,268
		イラク					21	2,199
		ヨルダン					28	798
		クウェート					22	1,384
		オマーン	1	530			27	2,861
		カタール	1	464			36	7,386
		サウジアラビア					76	6,847
		トルコ	2	76	7	137	176	6,106
		アラブ首長国連邦	1	328	2	2,028	66	14,612
		イエメン					11	358
		その他					106	2,120
		計	5	1,400	9	2,165	774	56,049

(単位：億円)

地域/相手国等			2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)		累計	
			件数	承諾額	件数	承諾額	件数	承諾額
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア					345	9,718
		エジプト					183	2,405
		モロッコ			1	171	7	484
		その他					22	1,081
		小計			1	171	557	13,689
	サハラ以南	アンゴラ			4	365	29	934
		赤道ギニア					2	171
		ガボン					20	335
		ケニア					30	193
		リベリア					1,202	14,750
		マダガスカル					9	1,025
		モザンビーク	2	5			17	253
		ニジェール					117	1,051
		ナイジェリア					51	2,665
		セーシェル					2	12
		南アフリカ	1	27	1	56	112	3,067
		タンザニア					20	114
		ウガンダ					6	11
		その他					182	1,125
		小計	3	33	5	422	1,799	25,714
		計	3	33	6	593	2,356	39,403
	北米	カナダ	3	422	5	1,361	324	6,818
		アメリカ(米国)	1	72	25	5,234	2,557	60,096
		計	4	495	30	6,596	2,881	66,914
	中南米	アルゼンチン					272	5,640
		バハマ			3	119	18	357
		ボリビア					31	454
		ブラジル	3	941	7	1,386	1,936	31,031
		英領バージン諸島					3	114
		ケイマン諸島					5	973
		チリ	2	1,182	11	5,216	154	12,647
		コロンビア	2	527	1	56	122	2,762
		エクアドル					31	781
		エルサルバドル					35	150
		ジャマイカ					2	35
		パナマ	4	47	1	10	284	4,152
		ペルー	1	137			112	4,477
		メキシコ	8	188	16	685	796	21,573
		ベネズエラ・ボリバル	2	553	1	102	81	6,618
		その他					201	2,425
		計	22	3,577	40	7,575	4,083	94,196
	国際機関等	計	2	94			56	12,080
	その他	計	5	1,639	9	1,542	101	18,742
総合計			131	13,673	221	39,377	25,829	612,756

(注) その他：日本の民間金融機関向けツアー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

3・ 残高

(1) 金融目的別出融資保証残高状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
①融資				
輸出	6,429	6	7,103	5
船舶	917	1	1,189	1
プラント	5,500	5	5,904	5
技術提供	12	0	9	0
輸入	5,844	6	6,302	5
資源	5,632	5	6,162	5
製品・技術	212	0	140	0
投資	57,629	55	81,659	62
資源	23,678	22	37,094	28
一般	33,950	32	44,565	34
事業開発等金融	10,863	10	10,358	8
政府ベース借款	456	0	426	0
小計	81,223	77	105,851	81
②保証	23,783	22	24,006	18
③出資	703	1	1,001	1
合計	105,710	100	130,860	100

(2) 保証種類別残高状況

(単位：億円、%)

	2011年度 (平成23年度)		2012年度 (平成24年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
サムライ債保証	9,990	42	11,465	48
航空機輸入保証	4,995	21	4,653	19
その他	8,797	37	7,888	33
合計	23,783	100	24,006	100

(3) 国・地域別出融資残高状況

(2013年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等			件数	残高
アジア	東アジア	中国	138	1,612
		香港	2	14
		韓国	8	238
		その他	9	420
		小計	157	2,285
	東南アジア	ブルネイ	1	170
		インドネシア	112	7,276
		マレーシア	32	1,629
		フィリピン	20	2,483
		シンガポール	18	529
		タイ	61	1,763
		ベトナム	45	740
		小計	289	14,594
	南アジア	バングラデシュ	1	21
		インド	70	1,666
		パキスタン	3	612
		スリランカ	2	7
		小計	76	2,308
	中央アジア・コーカサス	カザフスタン	13	1,716
		トルクメニスタン	1	261
		ウズベキスタン	1	3
		小計	15	1,981
	計		537	21,171
大洋州	オーストラリア		79	6,223
	ニュージーランド		8	9
	バプアニューギニア		6	2,044
	計		93	8,276
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	ベラルーシ	1	22
		ブルガリア	5	185
		チェコ	3	18
		ハンガリー	1	2
		セルビア共和国	4	31
		モルドバ	2	13
		ポーランド	1	25
		ルーマニア	3	46
		ロシア	32	5,255
		ウクライナ	5	92
		小計	57	5,692
	西ヨーロッパ	キプロス	7	120
		フランス	6	1,412
		ドイツ	3	37
		イギリス	14	1,028
		アイルランド	3	3,189
		イタリア	3	86
		マルタ	3	135
		オランダ	2	115
		ノルウェー	5	143
		ポルトガル	2	30
		スウェーデン	3	778
		スイス	5	621
		小計	56	7,699
	計		113	13,392

(2013年3月31日現在 単位：億円)

地域/相手国等		件数	残高		
中東		バーレーン	2	509	
		イラン	11	1,307	
		イラク	1	167	
		ヨルダン	1	86	
		クウェート	1	41	
		オマーン	9	1,264	
		カタール	5	3,055	
		サウジアラビア	6	3,265	
		トルコ	17	510	
		アラブ首長国連邦	8	5,614	
		イエメン	2	159	
		計	63	15,980	
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア	6	178	
		エジプト	3	217	
		モロッコ	1	203	
		小計	10	598	
	サハラ以南	アンゴラ	1	112	
		赤道ギニア	2	88	
		ガボン	2	6	
		ケニア	2	3	
		リベリア	2	173	
		マダガスカル	2	837	
		モザンビーク	3	13	
		ニジェール	10	20	
		ナイジェリア	2	149	
		セーシェル	1	5	
		南アフリカ	8	429	
		タンザニア	1	3	
		ウガンダ	1	1	
		小計	37	1,844	
		計	47	2,442	
		北米	カナダ	12	2,069
			アメリカ	59	5,728
			計	71	7,798
	中南米	アルゼンチン	25	834	
		ボリビア	2	109	
ブラジル		78	6,685		
英領バージン諸島		1	84		
ケイマン諸島		1	254		
チリ		21	7,680		
コロンビア		3	620		
エクアドル		9	12		
エルサルバドル		1	2		
ジャマイカ		1	3		
パナマ		14	621		
ペルー		11	437		
メキシコ		55	1,736		
ベネズエラ・ボリバル		6	2,622		
計		228	21,705		
国際機関等		計	5	1,074	
その他	計	39	15,011		
総合計		1,196	106,853		

4. その他

(1) バイヤーズクレジット・バンクローン主要案件一覧(2012年度)

国名	案件概要	相手方	融資承諾額
カザフスタン	製油所近代化事業にかかる機器および役務の輸出	LLP ATYRAU REFINERY	178百万米ドル
モロッコ	石炭火力発電事業にかかる機器および役務の輸出	JORF LASFAR ENERGY COMPANY 5&6 S.A.	216百万米ドル
アンゴラ	紡織事業にかかる機器および役務の輸出	アンゴラ政府	76億円
アンゴラ	紡織事業にかかる機器および役務の輸出	アンゴラ政府	138百万米ドル
アンゴラ	紡織事業にかかる機器および役務の輸出	アンゴラ政府	173百万米ドル
南アフリカ	機器および役務の輸出	南部アフリカ開発銀行	60百万米ドル
ベネズエラ・ボリバル	鉄道車輛の輸出	ベネズエラ・ボリバル政府	102億円

(注) バイヤーズクレジットとは、外国の輸入者が日本企業から機械設備等を輸入するための資金を、JICより外国の輸入者に直接融資する形態をいいます。

(2) 事業開発等金融案件一覧(2012年度)

国名	案件概要	相手方	本行承諾額
インドネシア	国際金融市場の混乱に対する危機対応能力強化の予防的措置としての融資枠の設定	インドネシア政府	1,200億円
インドネシア	私募円建て外債に対する保証(GATE) ^(注1)	インドネシア政府	600億円 ^(注2)
マレーシア	再生可能エネルギー事業および廃棄物事業への融資(GREEN)	RHB BANK BERHAD	48百万米ドル ^(注3)
タイ	日本の中堅・中小企業の現地法人および日系企業と商取引等を有する現地企業等に必要な資金についての融資枠の設定	カシコン銀行	45億円 ^(注3)
インド	再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化事業への融資(GREEN)	ICICI BANK LIMITED	45百万米ドル ^(注3)
トルコ	再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化事業への融資(GREEN)	デニズバンク	15百万米ドル ^(注3)
トルコ	再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化事業への融資(GREEN)	トルコ開発銀行	60百万米ドル ^(注3)
カタール	私募円建て外債に対する保証(GATE) ^(注1)	カタール国営石油公社	850億円 ^(注2)
チュニジア	私募円建て外債に対する保証(GATE) ^(注1)	チュニジア中央銀行	250億円 ^(注2)
ブラジル	温室効果ガス排出削減事業への融資(GREEN)	ブラジル石油公社	600百万米ドル ^(注3)
コロンビア	再生可能エネルギー事業への融資(GREEN)	ボゴタ銀行	60百万米ドル ^(注3)
メキシコ	公募円建て外債の一部取得(GATE)	メキシコ政府	—

(注1) GATEとは、2010年4月に設立されたJICの「サムライ債発行支援ファシリティ (Guarantee and Acquisition toward Tokyo market Enhancement: GATE)」のことであり、JICの部分保証によるサムライ債発行支援と、必要に応じ、JIC自身による債券の一部取得も行うものです。これによって、外国政府および政府機関の東京市場からの継続的な資金調達を後押しします。

(注2) 本行保証承諾額(元本金額)。

(注3) 金額は、本行の融資承諾額。なお、これとは別に、民間金融機関分に対してはJICが保証を供与しています。

5・標準的な融資条件

2013年度における標準的な融資条件は以下のとおりです。貸付金利は財政融資資金貸付金利等に連動しているため、金融情勢の変化等により変更されますので、ご注意ください。また、具体的な融資条件につきましては、各相談窓口にてご確認ください。^(注1)

1 — 標準的な貸付利率

(2013年7月15日現在)

区分	標準的な貸付利率 ^(注2)	JBICの融資割合
輸出金融	■ 契約時金利固定(円CIRR) ^(注3) ● 1.16% (償還期間 5年以下) ● 1.32% (償還期間 5年超8.5年以下) ● 1.58% (償還期間 8.5年超) ■ 入札時金利固定 ^(注3) ● 上記金利に0.2%上乗せ	6割限度
輸入・投資・事業開発等 (資源・国際競争力)	■ 円貨 ^(注4) ● 1.075%^(注5) ■ 外貨 ^(注6) ● LIBOR+0.5%^(注5)	6割限度 ^(注7)

(注1) 中堅・中小企業に該当する場合は、貸付利率等の融資条件において別途優遇しています。

(注2) 担保・保証、融資のスキーム等に応じ、プレミアムが付加されます。

(注3) JBICの金利と協調融資金融機関の金利を合成したものです。

(注4) 輸入・投資金融の円貨貸付の利率は、貸付・据置期間および償還形態に応じて設定します。(ただし、下限金利は現状0.45%)。本表記載の貸付利率は「10年(3年据置後7年均等半年賦)」の場合の例示ですので、その他の貸付・据置期間の場合の貸付利率につきましては、融資相談窓口にお問い合わせください。

(注5) 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進への貢献、日本の産業の国際競争力の維持および向上への貢献等を勘案のうえ、特別金利を適用します。

(注6) 外貨貸付の利率は、米ドルLIBOR (6カ月)をベースにしています。

(注7) 資源分野(輸入・投資)の海外向け貸付は7割上限です。

2 — 融資期間

融資期間はプロジェクトのキャッシュ・フロー等を参考にしながら、個別に決定させていただきます。

3 — 担保・保証

担保・保証等については、ご相談のうえ、決定させていただきます。

6・地域分類内訳国・地域等について

本年次報告書の表記および内訳の国・地域は以下のとおりです。

(2013年4月1日時点)

地域名等		当該地域に含まれる国等
アジア	東アジア	中国、香港、北朝鮮、韓国、マカオ、モンゴル、台湾
	東南アジア	ブルネイ、カンボジア、東ティモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
	南アジア	アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
	中央アジア・コーカサス	アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
大洋州		オーストラリア(豪州)、クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ
ヨーロッパ	中東欧・ロシア	アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、モルドバ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、コソボ
	西ヨーロッパ	アンドラ、オーストリア、ベルギー、ガーンジー島、ジャージー島、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス(英国)、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、バチカン、チャネル諸島
中東		バーレーン、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、西岸・ガザ(パレスチナ自治区)、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦、イエメン
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア
	サハラ以南	アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、エリトリア、南スーダン
北米		カナダ、アメリカ(米国)
中南米		アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ島、ボリビア、ブラジル、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、フランス領ギアナ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、プエルトリコ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、メキシコ、米領バージン諸島、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル、キュラサオ島
国際機関等		国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(世界銀行)、国際金融公社(IFC)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、中米経済統合銀行(BCIE)、アンデス開発公社(CAF)、西アフリカ開発銀行(BOAD)、ヤシレタ公団(YACYRETA)、東アフリカ開発銀行(EADB)等
その他		日本の民間金融機関向けツー・ステップ・ローン、対象プロジェクトが複数国にまたがる案件等

財務状況

1	財務諸表	100
	貸借対照表	100
	損益計算書	101
	株主資本等変動計算書	102
	キャッシュ・フロー計算書	103
	注記事項	104
2	負債および純資産の部の構成	119
3	資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	119
4	営業経費の内訳	120
5	余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高	120
6	オフバランス取引情報	121
7	総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価	122
8	従業員1人当たりの貸出金残高	122
9	貸出金業種別内訳残高	122
10	貸出金償却額	123
11	主な外貨建資産残高	123
12	事務経費率	124
13	貸出金/借入金・社債の残存期間別一覧表	124
14	資産内容に関する情報	125

1・財務諸表

財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」(平成24年財務省令第15号)及び「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令」(平成24年財務省令第16号)に準拠しております。なお、平成24年度は本行設立第1期であることから、昨年度との比較情報については掲載しておりません。

監査証明について

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

連結財務諸表について

当行は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	837,986	借入金	7,234,598
現金	0	借入金	7,234,598
預け金	837,986	社債	*8 2,215,962
買現先勘定	*2 284,902	その他負債	216,171
有価証券	*1 122,181	未払費用	27,127
その他の証券	122,181	前受収益	50,284
貸出金	*3, *4, *5, *6, *7 10,555,128	金融派生商品	32,654
証書貸付	10,555,128	リース債務	58
その他資産	338,679	その他の負債	106,045
前払費用	307	賞与引当金	445
未収収益	34,558	役員賞与引当金	5
金融派生商品	264,231	退職給付引当金	15,595
その他の資産	*8 39,581	役員退職慰労引当金	29
有形固定資産	*9 28,206	支払承諾	2,400,699
建物	3,166	負債の部合計	12,083,506
土地	24,694	(純資産の部)	
リース資産	37	資本金	1,360,000
建設仮勘定	5	利益剰余金	851,685
その他の有形固定資産	301	利益準備金	788,314
無形固定資産	1,352	その他利益剰余金	63,370
ソフトウェア	1,340	繰越利益剰余金	63,370
リース資産	11	株主資本合計	2,211,685
支払承諾見返	2,400,699	その他有価証券評価差額金	2,221
貸倒引当金	△ 138,891	繰延ヘッジ損益	132,831
		評価・換算差額等合計	135,053
		純資産の部合計	2,346,738
資産の部合計	14,430,245	負債及び純資産の部合計	14,430,245

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	217,291
資金運用収益	167,947
貸出金利息	132,408
有価証券利息配当金	441
買現先利息	671
預け金利息	1,232
金利スワップ受入利息	33,191
その他の受入利息	2
役務取引等収益	23,288
その他の役務収益	23,288
その他業務収益	9,171
外国為替売買益	5,197
金融派生商品収益	3,950
その他の業務収益	24
政府交付金収入	256
一般会計より受入	256
その他経常収益	16,627
償却債権取立益	4,572
組合出資に係る持分損益	※1 11,843
その他の経常収益	211
経常費用	153,708
資金調達費用	119,510
借入金利息	63,797
社債利息	55,476
その他の支払利息	236
役務取引等費用	1,427
その他の役務費用	1,427
その他業務費用	597
社債発行費償却	387
その他の業務費用	210
営業経費	17,551
その他経常費用	14,620
貸倒引当金繰入額	14,620
その他の経常費用	0
経常利益	63,583
特別利益	1
固定資産処分益	1
当期純利益	63,585

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 株主資本等変動計算書

(単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		当期首残高	※1 —
当期首残高	※1 1,291,000	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	132,831
新株の発行	69,000	当期変動額合計	※2 132,831
当期変動額合計	69,000	当期末残高	132,831
当期末残高	1,360,000	評価・換算差額等合計	
利益剰余金		当期首残高	※1 —
利益準備金		当期変動額	
当期首残高	※1 788,314	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	135,053
当期変動額		当期変動額合計	135,053
当期変動額合計	—	当期末残高	135,053
当期末残高	788,314	純資産合計	
その他利益剰余金		当期首残高	※1 2,079,309
繰越利益剰余金		当期変動額	
当期首残高	※1 △ 5	新株の発行	69,000
当期変動額		国庫納付	△ 209
国庫納付	△ 209	当期純利益	63,585
当期純利益	63,585	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	135,053
当期変動額合計	63,376	当期変動額合計	267,429
当期末残高	63,370	当期末残高	2,346,738
利益剰余金合計			
当期首残高	※1 788,309		
当期変動額			
国庫納付	△ 209		
当期純利益	63,585		
当期変動額合計	63,376		
当期末残高	851,685		
株主資本合計			
当期首残高	※1 2,079,309		
当期変動額			
新株の発行	69,000		
国庫納付	△ 209		
当期純利益	63,585		
当期変動額合計	132,376		
当期末残高	2,211,685		
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	※1 —		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,221		
当期変動額合計	※2 2,221		
当期末残高	2,221		

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	63,585
減価償却費	1,018
貸倒引当金の増減(△)	14,620
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 55
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	4
退職給付引当金の増減額(△は減少)	2,332
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11
資金運用収益	△ 167,947
資金調達費用	119,510
有価証券関係損益(△)	△ 11,843
固定資産処分損益(△は益)	△ 1
貸出金の純増(△)減	△ 2,444,771
借入金の純増減(△)	1,979,109
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 128,972
買現先勘定の純増(△)減	317,822
普通社債発行及び償還による増減(△)	△ 163,469
資金運用による収入	165,751
資金調達による支出	△ 120,524
その他	387,646
小計	13,826
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,826
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 35,224
有価証券の売却による収入	2,946
有形固定資産の取得による支出	△ 322
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△ 432
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	69,000
リース債務の返済による支出	△ 117
国庫納付の支払額	△ 26,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,358
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	23,154
現金及び現金同等物の期首残高	0
現金及び現金同等物の期末残高	※1 23,154

注記事項

重要な会計方針

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。
2. デリバティブ取引 の評価基準及び 評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の 減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 2年～35年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年以内)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については零としております。
4. 繰延資産の 処理方法	会社設立時の創立費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び 負債の本邦通貨 への換算基準	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括費用処理。 数理計算上の差異：発生年度に一括費用処理。
	(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

未適用の会計基準等

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日) (1) 概要 財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。 (2) 適用予定日 平成26年3月期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に始まる事業年度の期首から適用予定です。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であり、未確定であります。

追加情報

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(駐留軍再編促進金融勘定の廃止) 当行は、これまで「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号)(以下「特措法」という。)第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務を実施してまいりました。しかし、「在沖縄米海兵隊のグアムへの移転に係る日本政府の財政的コミットメント」に関し、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会における共同発表において、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第1条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたこと等により、今後、駐留軍再編促進金融業務は生じない見込みとなったことから、平成24年7月24日開催の取締役会にて決議の上、駐留軍再編促進金融業務を平成24年9月末で終了しました。また、特措法第23条の規定に基づき、平成24年11月20日開催の取締役会にて決議の上、平成24年11月30日に残余財産の国庫納付を行い、駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	当事業年度 (平成25年3月31日)
出資金	70,822百万円

※2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分せずに所有しているものは次のとおりであります。

当事業年度 (平成25年3月31日)
284,902百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	—
延滞債権額	96,140百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	69,065百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	79,976百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	245,183百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸付未実行残高	2,615,921百万円

※8. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
社債	2,215,962百万円

また、その他資産のうち、金融商品等差入担保金の残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
金融商品等差入担保金	39,070百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	308百万円

10. 偶発債務

社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
第15回国際協力銀行債券	50,000百万円
第31回国際協力銀行債券	20,000百万円

また、当行は平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券1,085,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

11. 株式会社国際協力銀行法第31条(特措法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第11条各号に掲げる業務及び特措法第16条に掲げる業務(以下、「同法第11条各号に掲げる業務等」という。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第11条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
組合出資に係る持分損益	11,780百万円

〔株主資本等変動計算書関係〕

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,291,000,000	69,000,000	—	1,360,000,000	(注)
種類株式	—	—	—	—	
合計	1,291,000,000	69,000,000	—	1,360,000,000	(注)
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
種類株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 69,000,000千株

- ※1. 各項目の当期首残高については、平成24年7月6日の資産評価委員会にて決定された株式会社国際協力銀行開始貸借対照表の数値を用いております。
- ※2. 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」については、開始貸借対照表上それぞれ「資産の部」及び「負債の部」に計上されているため、当期中に「純資産の部」への振替を行い、当該振替額を当期変動額の中に含めて表示しております。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金預け金勘定	837,986百万円
定期性預け金等	△ 814,832百万円
現金及び現金同等物	23,154百万円

〔リース取引関係〕

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産
動産であります。

(イ)無形固定資産
ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	2百万円
1年超	0百万円
合計	2百万円

〔金融商品関係〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証を含む)及び「出資」等を主要な業務としており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用手段として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

(ロ) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債(オフ・バランス資産を含む。)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

(ハ) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の、金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門(営業推進部門)及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF(国際通貨基金)・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク)を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議(パリクラブ)の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっております。更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量(VaR等)を計測しており、当行における市場リスク量(VaR)の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況

	当事業年度 (平成25年3月31日)
① 金利VaR	1,002億円
② 為替VaR	587億円

b VaRの計測手法

① 金利VaR : ヒストリカル法

② 為替VaR : 分散共分散法

定量基準 : ①信頼区間 99% ②保有期間 1年 ③観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、①過去の特定期間(「観測期間」)の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率(「信頼区間」)の下で、③一定期間(「保有期間」)経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利VaRについてはVaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。

・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。

・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

(iv) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(v) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	837,986	837,986	—
(2)買現先勘定	284,902	284,902	—
(3)有価証券 その他有価証券	22,002	22,002	—
(4)貸出金 貸倒引当金(*1)	10,555,128 △ 133,585		
	10,421,542	10,475,935	54,392
資産計	11,566,433	11,620,826	54,392
(1)借入金	7,234,598	7,336,897	102,299
(2)社債	2,215,962	2,312,996	97,034
負債計	9,450,560	9,649,894	199,334
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	231,577	231,577	—
デリバティブ取引計	231,577	231,577	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買現先勘定

買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間(3カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

その他有価証券については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フォワード・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	当事業年度 (平成25年3月31日)
① 非上場株式(子会社・関連会社) (*1)	—
② 非上場株式(子会社・関連会社以外) (*1)	22,596
③ 組出資金(子会社・関連会社) (*2)	70,822
④ 組出資金(子会社・関連会社以外) (*2)	6,760
合計	100,178

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 (*1)	837,986	—	—	—	—	—
買現先勘定	284,902	—	—	—	—	—
有価証券 (*2)						
その他有価証券	1,620	7,279	12,900	—	—	—
貸出金 (*2)	939,299	2,931,552	1,724,192	1,517,443	1,704,365	1,569,549
合計	2,063,809	2,938,832	1,737,092	1,517,443	1,704,365	1,569,549

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない168,725百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	829,816	2,289,560	3,561,380	349,142	204,700	—
社債	321,440	898,417	760,590	197,562	20,000	20,000
合計	1,151,256	3,187,977	4,321,970	546,704	224,700	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券
当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	18,205	18,000	205
	小計	18,205	18,000	205
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	273,797	273,800	△2
	小計	273,797	273,800	△2
合計		292,002	291,800	202

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。
5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。
6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。
7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
当事業年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,221
その他有価証券(*)	2,221
その他の金銭の信託	—
その他有価証券評価差額金	2,221

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券にかかる為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 金利関連取引
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		1,705,469	1,556,724	69,240
	受取変動・支払固定		592,416	590,036	△ 47,370
	受取変動・支払変動		58,504	58,504	69
合計			---	---	21,940

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	4,149,728	3,754,303	209,632
	為替予約	貸出金			
	売建		29	—	0
	買建		84	—	4
合計			---	---	209,636

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	当事業年度 (平成25年3月31日) 金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△20,375
年金資産 (B)	4,780
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△15,595
未認識過去勤務債務 (D)	—
未認識数理計算上の差異 (E)	—
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△15,595
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△15,595

3. 退職給付費用に関する事項

区分	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 金額(百万円)
勤務費用	554
利息費用	192
期待運用収益	△83
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	2,388
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	3,051

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.1%

(2) 期待運用収益率

当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生年度に一括費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数

発生年度に一括費用処理しております。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を行っており、それぞれの目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営していることから、「国際協力銀行業務」及び「駐留軍再編促進金融業務」を報告セグメントとしております。なお、駐留軍再編促進金融勘定については平成24年11月30日をもって廃止されていることから、平成24年11月30日までの数値を開示しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、純利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	国際協力銀行業務	駐留軍再編促進金融業務	報告セグメント小計	調整額	財務諸表計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	217,035	256	217,291	—	217,291
(2) セグメント間の内部経常収益	4	1	5	△5	—
計	217,040	257	217,297	△5	217,291
セグメント利益	63,370	214	63,585	—	63,585
セグメント資産	14,430,245	—	14,430,245	—	14,430,245
セグメント負債	12,083,506	—	12,083,506	—	12,083,506
その他の項目					
減価償却費	1,018	0	1,018	—	1,018
資金運用収益	167,947	—	167,947	—	167,947
資金調達費用	119,510	—	119,510	—	119,510
特別利益	1	—	1	—	1
特別損失	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	803	—	803	—	803

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. セグメント収益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去5百万円であります。

【関連情報】

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行は業務ごとに経理を区分し運営しており、「サービスごとの情報」は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しておりますので、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・アフリカ	北米・中南米	合計
40,852	70,528	54,300	51,610	217,291

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国内、アジア・大洋州、ヨーロッパ・中東・アフリカ及び北米・中南米の4地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	70,822
持分法を適用した場合の投資の金額	70,822
持分法を適用した場合の投資利益の金額	—

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1)	東京都 千代田区	—	政策金融 行政	被所有 直接 100	資金の 借入等	増資の引受(注2)	69,000	—	—
							資金の受入(注3)	2,144,992	借入金	7,234,598
							借入金の返済	645,564		
							借入金利息の支払	63,723	未払費用	14,675
							社債への被保証(注4)	1,526,051	—	—

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

防衛省 政府補給金収入(政府交付金収入) 256百万円

2. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融资特別会計および外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権 の過半数を所有し ている会社等	独立行政法人 国際協力機構	東京都 千代田区	7,782,076	政府開発 援助実施	なし	連帯債務 関係	連帯債務	990,145 (注1、4)	—	—
	株式会社 日本政策金融 公庫(注3)	東京都 千代田区	3,455,015	金融業	なし	連帯債務 関係	連帯債務	1,063,475 (注2、4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、1,085,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1.72
1株当たり当期純利益金額	円	0.04

(注) 1. 1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	百万円	63,585
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	63,585
普通株式の期中平均株式数	千株	1,291,756,164

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度末 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,346,738
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,346,738
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,360,000,000

〔重要な後発事象〕

当行は、公庫厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、損益への影響額については現在算定中であり、未確定であります。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額 又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,174	183	0	3,356	190	190	3,166
土地	24,694	—	—	24,694	—	—	24,694
リース資産	12	41	—	54	16	16	37
建設仮勘定	13	297	304	5	—	—	5
その他の有形固定資産	250	153	0	403	101	101	301
有形固定資産計	28,145	675	305	28,515	308	308	28,206
無形固定資産							
ソフトウェア	1,522	432	—	1,954	614	614	1,340
リース資産	107	—	—	107	95	95	11
その他の無形固定資産	—	126	126	—	—	—	—
無形固定資産計	1,629	559	126	2,061	709	709	1,352

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証付国際協力銀行 第6～8、13、15～17次債券	平成15年12月2日 ～平成20年6月18日	477,799 (4,146,065千米ドル) (1,248,040千ユーロ)	399,928 [201,385] (2,648,972千米ドル) [1,499,682千米ドル] (1,249,006千ユーロ) [499,792千ユーロ]	3.375 ～5.250	一般担保	平成24年11月26日 ～平成28年3月23日	※1
株式会社日本政策金融公庫 (国際協力銀行) 第2～9次政府保証外債	平成21年11月5日 ～平成24年2月7日	1,210,952 (14,733,573千米ドル)	892,323 (9,487,752千米ドル)	1.500 ～2.875	一般担保	平成24年7月6日 ～平成31年2月7日	※2
株式会社国際協力銀行 第1～2次政府保証外債	平成24年7月19日 ～平成25年3月19日	—	233,799 (1,993,929千米ドル) (499,791千カナダドル)	1.125 ～2.300	一般担保	平成29年7月19日 ～平成30年3月19日	
国際協力銀行 第10、12、13、16、18、19、 21～23、25、27、29、30回債券	平成16年2月6日 ～平成20年5月29日	519,895	519,920 [119,994]	1.340 ～2.090	一般担保	平成25年12月20日 ～平成37年12月19日	※1
株式会社日本政策金融公庫 第3、7、12、17回社債	平成21年10月29日 ～平成23年5月9日	169,989	169,990	0.421 ～1.430	一般担保	平成26年12月19日 ～平成31年9月20日	※2
合計	—	2,378,637	2,215,962	—	—	—	—

- (注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。
3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した政府保証付国際協力銀行債券及び国際協力銀行債券(前記※1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
- また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記※2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
4. 決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	321,440	355,135	543,282	426,200	334,390

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	5,255,489	7,234,598	0.78	—
借入金	5,255,489	7,234,598	0.78	平成25年4月～平成35年2月
1年以内に返済予定のリース債務	112	23	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13	35	—	平成29年9月
その他有利子負債	293,090	105,240	0.058	—
金融商品等受入担保金	293,090	105,240	0.058	—

- (注) 1. 借入金およびその他有利子負債の「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
 3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。
 4. 借入金及びリース債務等の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	829,816	1,287,151	1,002,409	943,563	2,617,817
リース債務(百万円)	23	10	10	10	5

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額(目的使用) (百万円)	当期減少額(その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	124,271	54,513	—	39,893	138,891
一般貸倒引当金	19,946	32,612	—	19,946	32,612
個別貸倒引当金	86,387	2,009	—	2,009	86,387
特定海外債権引当勘定	17,937	19,891	—	17,937	19,891
賞与引当金	501	445	501	—	445
役員賞与引当金	0	5	0	—	5
役員退職慰労引当金	17	11	—	—	29
計	124,790	54,976	501	39,893	139,372

- (注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成25年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金 日本銀行への預け金23,154百万円、他の銀行への預け金814,832百万円であります。
 その他の証券 外国証券122,181百万円であります。
 前払費用 営業経費307百万円であります。
 未収収益 未収貸出金利息32,300百万円その他であります。
 その他の資産 金融商品等受入担保金39,070百万円その他であります。

②負債の部

未払費用 未払借入金利息14,675百万円、未払社債利息12,106百万円その他であります。
 前受収益 保証料50,100百万円その他であります。
 その他の負債 金融商品等受入担保金105,240百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

2. 負債および純資産の部の構成

(単位：百万円、%)

	第1期末 (2012年度末)	
	金額	% (注)
負債の部	12,083,506	83.7
借入金	7,234,598	50.1
社債	2,215,962	15.4
支払承諾	2,400,699	16.6
その他	232,247	1.6
純資産の部	2,346,738	16.3
資本金	1,360,000	9.4
利益剰余金	851,685	5.9
その他有価証券評価差額金	2,221	0.0
繰越ヘッジ損益	132,831	0.9
負債および純資産の部合計	14,430,245	100

(注) 負債および純資産の部合計に対する比率

(参考) 自己資本比率の状況

当行および各業務は、いずれも銀行法の適用を受けませんが、国際協力銀行業務では、自己資本比率(国際統一基準／バーゼルⅡ)を算出しております。なお、本自己資本比率の算出に際しては、国際統一基準／バーゼルⅡを適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単位：百万円)

基本的項目(Tier1)	(A)	2,182,221
補完的項目(Tier2)	(B)	32,612
控除項目	(C)	—
自己資本額 $=(A)+(B)-(C)$	(D)	2,214,834
リスク・アセット等	(E)	11,064,248
自己資本比率 $=(D)/(E)$		20.02%

3. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	第1期 (2012年4月1日から2013年3月31日)		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,908,559	167,947	1.69
うち貸出金	8,630,420	132,408	1.53
預け金	461,807	1,232	0.27
資金調達勘定	8,384,335	119,510	1.43
うち借入金	5,874,376	63,797	1.09
社債	2,222,932	55,476	2.50

4・ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	第1期 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)
給料・手当	4,685
退職給付費用	3,051
福利厚生費	545
減価償却費	1,018
土地建物機械賃借料	184
営繕費	229
消耗品費	202
給水光熱費	94
旅費	1,270
通信費	92
広告宣伝費	3
諸会費・寄付金・交際費	14
租税公課	298
その他	5,859
合計	17,551

5・ 余資運用にかかる預け金・買現先勘定・有価証券残高

(単位：百万円)

	第1期末 (2012年度末)
預け金	310,000
外貨預け金	425,707
買現先勘定	284,902
有価証券	—

6. オフバランス取引情報

① 金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

JBICが行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

② 取引内容

JBICは、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っており、2013年3月末時点の取引量は下記の表(金融派生商品等信用リスク相当額)のとおりです。

③ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。
(市場性信用リスク)

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

(市場リスク)

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

④ 前記のリスクに対するJBICの対応

(市場性信用リスク)

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価および信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

(市場リスク)

JBICは金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと相殺されています。

金融派生商品等信用リスク相当額

2013年3月31日現在(単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク相当額	時価
金利スワップ	24,560	895	219
通貨スワップ	41,497	6,047	2,096
先物外国為替予約	1	0	0
その他金融派生商品取引	—	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果		△ 2,845	
合計	66,058	4,097	2,315

(注) 信用リスク相当額は国際統一基準によって算定されたものです。

7. 総資金利鞘、資金運用利回り、資金調達原価

(単位：％)

	第1期 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)
総資金利鞘	0.27
資金運用利回り	1.70
資金調達原価	1.43

(注) 資金運用利回り＝資金運用収入／資金運用勘定平均残高
資金調達原価＝資金調達費用／資金調達勘定平均残高

(参考) 資金運用収入＝貸出金利息＋有価証券利息配当金＋買現先利息＋預け金利息＋金利スワップ受入利息＋その他の受入利息
資金運用勘定平均残高＝貸出金＋有価証券＋買現先＋預け金(当座預け金を除く)＋デリバティブ取引差入担保金
資金調達費用＝借入金利息＋社債利息＋金利スワップ支払利息＋その他の支払利息
資金調達勘定平均残高＝借入金＋社債＋デリバティブ取引受入担保金

8. 従業員1人当たりの貸出金残高

(単位：百万円)

第1期末 (2012年度末)
19,692

9. 貸出金業種別内訳残高

(単位：件、百万円)

業種別	第1期末 (2012年度末)	
	件数	貸出額
製造業	91	297,487
鉱業、採石業、砂利採取業	10	280,876
建設業	2	2,628
電気・ガス・熱供給・水道業	5	327,458
情報通信業	1	1,400
運輸業、郵便業	5	41,636
卸売業	19	857,525
金融業、保険業	16	1,901,498
物品賃貸業	7	45,300
海外円借款、国内店名義現地貸	450	6,807,548
合計	606	10,563,360
うち中小企業者向け投資金融	72	10,447
うち中堅企業向け投資金融	60	20,524

(注) 本表において、中小企業者とは、原則として資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業および個人、中堅企業とは、資本金10億円未満の企業(ただし中小企業者以外)を指します。

10・ 貸出金償却額

(単位：百万円)

第1期 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)
—

11・ 主な外貨建資産残高

(単位：千通貨単位)

	第1期末 (2012年度末)
外貨預け金 (US\$)	5,110,297
外貨預け金 (STG £)	17,793
外貨預け金 (EUR)	10,411
外貨預け金 (AUD)	0
外貨預け金 (CAD)	192,465
外貨出資金 (US\$)	900,047
外貨株式出資金 (US\$)	103,588
外貨株式出資金 (EUR)	0
外貨株式出資金 (CNY)	18,000
外貨株式出資金 (SGD)	165,999
外貨貸付金 (US\$)	88,219,328
外貨貸付金 (EUR)	558,771
外貨貸付金 (ZAR)	359,900
外貨貸付金 (AUD)	330,397
外貨貸付金 (THB)	3,132,900
外貨貸付金 (SDR)	669,180
外貨貸付金 (CAD)	1,209,770
外貨貸付金 (IDR)	230,000,000

12・事務経費率

(単位：％)

	第1期 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)
事務経費率	0.16

(注)事務経費率＝営業経費／(貸出金平均残高＋有価証券平均残高＋支払承諾見返平均残高)

13・貸出金／借入金・社債の残存期間別一覧表

2012年度末残存期間別貸付金回収見込み

(単位：億円)

残存期間	回収見込み
1年以内	9,392
2年以内	16,147
3年以内	13,167
4年以内	8,308
5年以内	8,933
6年以内	7,586
7年以内	7,587
8年以内	6,401
9年以内	6,071
10年以内	4,570
11～15年以内	11,865
16～20年以内	3,673
21～25年以内	137
26～30年以内	19
31～35年以内	—
36～40年以内	—
40年超	—
合計	103,864

(注)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない168,725百万円は含めておりません。

2012年度末残存期間別財政融資資金借入金
および外国為替資金借入金

(単位：億円)

残存期間	借入金返済見込み
1年以内	8,298
2年以内	12,871
3年以内	10,024
4年以内	9,435
5年以内	26,178
6年以内	3,301
7年以内	190
8年以内	—
9年以内	—
10年以内	2,047
10年超	—
合計	72,345

2012年度末残存期間別社債償還見込み

(単位：億円)

残存期間	社債償還見込み
1年以内	3,214
2年以内	3,551
3年以内	5,432
4年以内	4,262
5年以内	3,343
6年以内	1,375
7年以内	600
8年以内	200
9年以内	—
10年以内	—
10年超	200
合計	22,180

14・資産内容に関する情報

JBICは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用を受けませんが、2000年度より資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実および信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」に基づく資産自己査定を実施しています。

JBICの特徴として、開発途上国政府等向けの公的債権と位置づけられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国間の国際的合意(パリクラブ合意)に基づき債務繰延べを行うことがあります。この一時的な流動性支援の中で、債務国は国際通貨基金(IMF)との間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、JBICが行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権(銀行法)および要管理債権(金融再生法)に分類しています。

なお、資産自己査定の結果については、以下に掲げるリスク管理債権および金融再生法基準による開示債権ならびに貸倒引当金計上額を含めて、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

1 リスク管理債権

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ)に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、または手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。(注1)

(2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金に該当しないものです。

(3) 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものです。

(4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。(注2)

(単位：百万円)

	2011年度末 (平成23年度末)	2012年度末 (平成24年度末)
破綻先債権	—	—
延滞債権	101,565	96,140
3カ月以上延滞債権	176	69,065
貸出条件緩和債権	83,014	79,976
合計①	184,755	245,183
貸出金残高合計②	8,110,356	10,555,128
①／② (%)	2.28	2.32

2 金融再生法基準による開示債権

右表は、資産自己査定を踏まえ、金融再生法による開示基準(金融再生法施行規則第4条)に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(3) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。))および貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「3カ月以上延滞債権」を除く。))です。(注2)

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位: 百万円)

		2011年度末 (平成23年度末)	2012年度末 (平成24年度末)
貸出金等	破産更生債権およびこれらに準ずる債権	658	—
	危険債権	100,906	96,140
	要管理債権	83,190	149,042
	小計①	184,755	245,183
	正常債権	10,335,469	12,744,811
	合計②	10,520,225	12,989,995
	①/② (%)	1.76	1.89

(注1) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口によれば、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前3年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前3年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末において、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、のすべての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示する旨規定されていますが、上記開示においては、前述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案のうえ、かかる外国の公的債務者を、資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の開示においては、「延滞債権」に含めています。

(注2) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が、国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブの場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。JBICの外国政府等に対する債権のうち、2012年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、243,143百万円となっています。債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3カ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しています。上表に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、79,976百万円(うち繰延べ対象元本残高は79,720百万円)となっています。

コーポレート・データ

1 役員一覧	128
2 組織図	129
3 海外駐在員事務所一覧	130
4 沿革	131
5 株式会社国際協力銀行法等	132
株式会社国際協力銀行法	132
株式会社国際協力銀行法施行令	137
株式会社国際協力銀行法施行規則	140
6 内部統制基本方針について	142
7 セキュリティポリシーについて	143
8 顧客保護等管理方針について	144
9 利益相反管理方針について	144
10 プライバシーポリシーについて	145

1・役員一覧

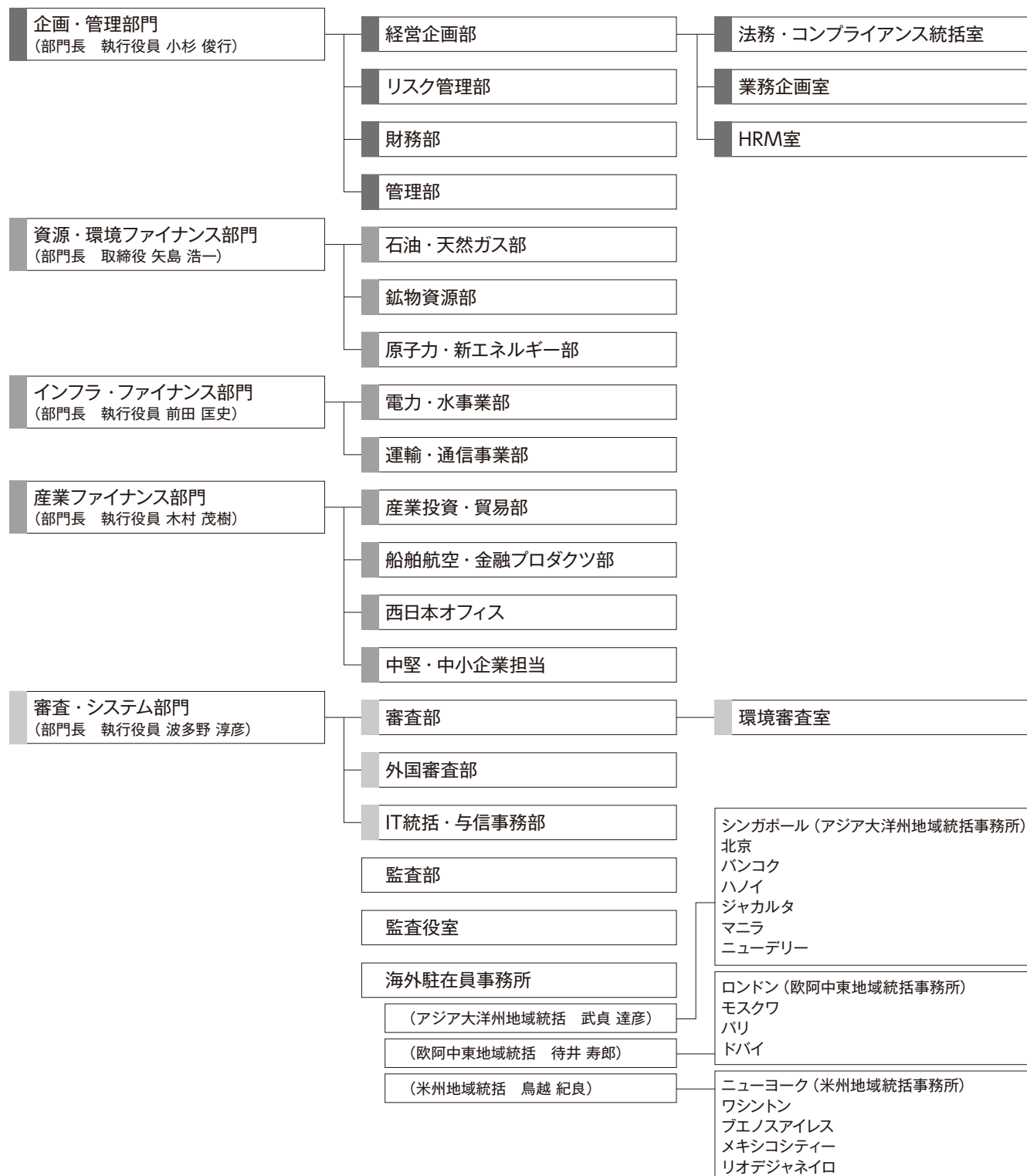
(2013年6月25日現在)

代表取締役総裁	奥田 碩
代表取締役副総裁	渡辺 博史
代表取締役専務取締役	星 文雄
取締役(資源・環境ファイナンス部門長)	矢島 浩一
取締役(社外取締役)	近藤 章
常勤監査役	井本 裕
監査役(社外監査役)	西尾 進路
監査役(社外監査役)	五十嵐 達朗

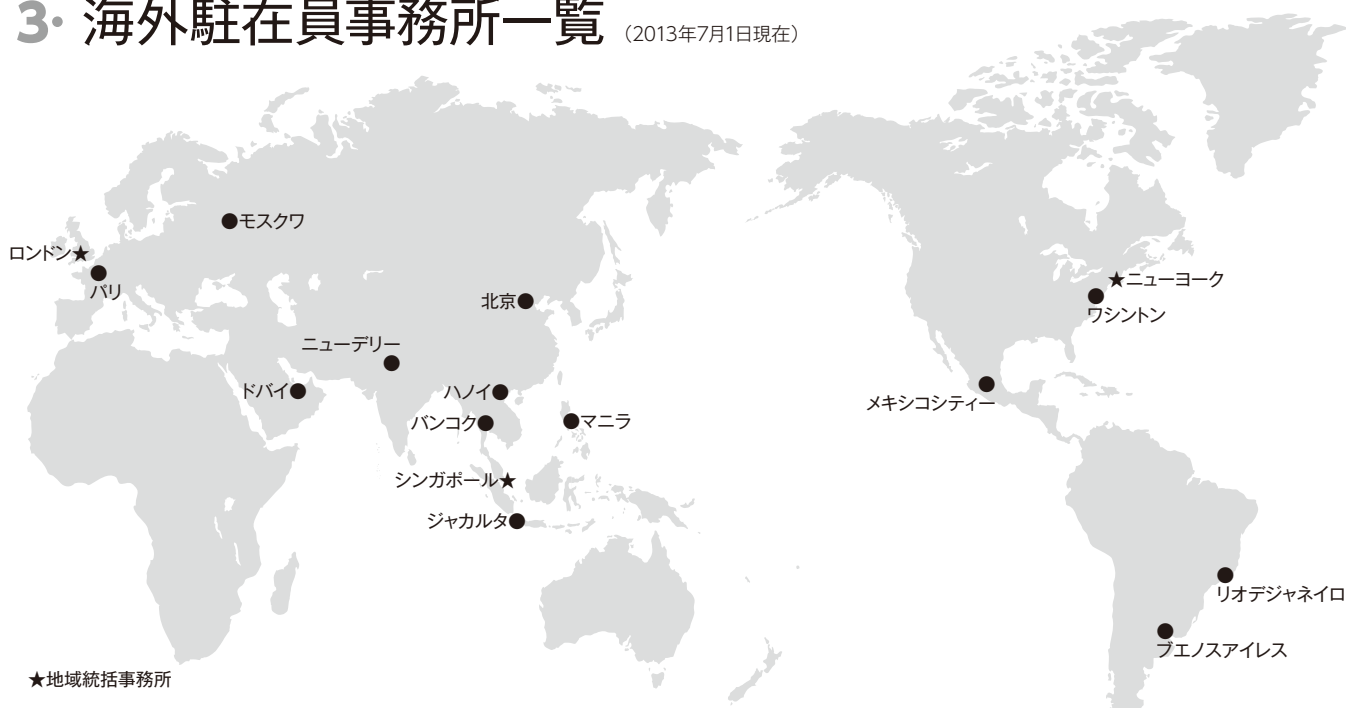
2. 組織図 (2013年7月1日現在)

JBICでは、ミッション・分野別の3営業部門(資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門および産業ファイナンス部門)と共に、審査・システム部門と企画・管理部門を加えた計5部門を設置しています。これにより、各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高めるとともに、

日本の政策に直結するJBICのミッションを機動的、戦略的に遂行することを企図しています。また、海外駐在員事務所の体制についても、シンガポール、ロンドンおよびニューヨークをアジア大洋州、欧阿中東および米州のそれぞれの地域統括事務所と位置づけ、管轄地域における案件形成を支援していきます。



3・海外駐在員事務所一覧 (2013年7月1日現在)



★地域統括事務所

★ シンガポール駐在員事務所
(アジア大洋州地域統括事務所)

9 Raffles Place, #51-02 Republic Plaza,
Singapore 048619
Tel. 65-6557-2806
Fax. 65-6557-2807

● 北京駐在員事務所

2102, Tower C Office Building,
YINTAI Center, No.2 Jianguomenwai
Avenue, Chaoyang District,
Beijing 100022, P.R.C
Tel. 86-10-6505-8989
Fax. 86-10-6505-3829

● バンコク駐在員事務所

14th Floor, Nantawan Bldg.,
161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330,
Thailand
Tel. 66-2-252-5050
Fax. 66-2-252-5514

● ハノイ駐在員事務所

3rd Floor, Sun City,
13 Hai Ba Trung Street,
Hoan Kiem District, Hanoi, Viet Nam
Tel. 84-4-3824-8934 ~ 6
Fax. 84-4-3824-8937

● ジャカルタ駐在員事務所

Summitmas II 5th Floor,
Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62,
Jakarta Selatan, Indonesia
Tel. 62-21-5220693
Fax. 62-21-5200975

● マニラ駐在員事務所

11/F, Tower 1, The Enterprise Center,
6766 Ayala Avenue corner Paseo de
Roxas, Makati City, Philippines
Tel. 63-2-856-7711 ~ 14
Fax. 63-2-856-7715, 7716

● ニューデリー駐在員事務所

1st floor, The Metropolitan Hotel
New Delhi, Bangla Sahib Road,
New Delhi, 110001, India
Tel. 91-11-4352-2900
Fax. 91-11-4352-2950

★ ロンドン駐在員事務所
(欧阿中東地域統括事務所)

7th Floor, 80 Cheapside,
London, EC2V 6EE, U.K.
Tel. 44-20-7489-4350
Fax. 44-20-7489-4351

● モスクワ駐在員事務所

123610 Moscow,
Krasnopresnenskaya Nab.12,
World Trade Center, Office No.905,
Russian Federation
Tel. 7-495-258-1832,1835,1836
Fax. 7-495-258-1858

● パリ駐在員事務所

21, Boulevard de la Madeleine,
75038 Paris Cedex 01, France
Tel. 33-1-4703-6190
Fax. 33-1-4703-3236

● ドバイ駐在員事務所

9th floor, West, The Gate Dubai
International Financial Centre,
P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.
Tel. 971-4-363-7091
Fax. 971-4-363-7090

★ ニューヨーク駐在員事務所
(米州地域統括事務所)

712 Fifth Avenue 26th Floor
New York, NY 10019 U.S.A.
Tel. 1-212-888-9500
Fax. 1-212-888-9503

● ワシントン駐在員事務所

1627 Eye Street, N.W., Suite 500,
Washington, D.C., 20006, U.S.A.
Tel. 1-202-785-1785
Fax. 1-202-785-1787

● ブエノスアイレス駐在員事務所

Av.Del Libertador No.498, Piso19,
1001 Capital Federal, Buenos Aires,
Argentina
Tel. 54-11-4394-1379,1803
Fax. 54-11-4394-1763

● メキシコシティ駐在員事務所

Paseo de la Reforma 222-900B,
Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc,
México D.F., C.P. 06600, México
Tel. 52-55-5525-6790
Fax. 52-55-5525-3473

● リオデジャネイロ駐在員事務所

Praia de Botafogo, 228-801B(Setor A),
Botafogo, CEP 22359-900,
Rio de Janeiro, RJ, Brazil
Tel. 55-21-2554-2305
Fax. 55-21-2554-8798

4・沿革

日本輸出入銀行にかかる事項

1950年 12月 「日本輸出銀行法」公布・施行、日本輸出銀行設立

1952年 4月 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更

国際協力銀行にかかる事項

1999年 4月 「国際協力銀行法」公布・施行

9月 「国際協力銀行法施行令」公布・施行

1999年 10月 国際協力銀行設立
(日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)

2003年 10月 「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」および「同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」施行

株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)にかかる事項

2006年 6月 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布・施行

2007年 5月 「株式会社日本政策金融公庫法」公布・施行

2008年 4月 「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布・施行

2008年 10月 株式会社日本政策金融公庫設立

2010年 3月 「株式会社日本政策金融公庫法」の改正
(国際協力銀行業務範囲に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加)

4月 駐留軍再編促進金融勘定を設置

株式会社国際協力銀行にかかる事項

2011年 5月 「株式会社国際協力銀行法」公布・施行

7月 「株式会社国際協力銀行法施行令」および「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」の公布・施行
(先進国向け輸出金融の規定等、業務範囲を拡充)

2012年 4月 株式会社国際協力銀行設立

11月 駐留軍再編促進金融勘定の廃止

5・株式会社国際協力銀行法等

株式会社国際協力銀行法(平成二十三年五月二日法律第三十九号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社国際協力銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)」とする。

(名称の使用制限等)

第五条 会社でない者は、その名称中に国際協力銀行という文字を用いてはならない。

2 銀行法第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 会社の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金を貸

し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

- 四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金(資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。)若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
- 五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金(資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。)を貸し付けること。
- 六 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
- 七 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 八 会社の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

- 一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従って必要な対抗措置を講ずるとき。
 - 二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合
- 2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたときに限り、行うことができる。
 - 3 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源

の海外における開発及び取得の促進のために行うもの以外のものは、債務の保証等であって次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。

- 一 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であって、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として財務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
 - 二 我が国の技術では十分な代替が困難であって、我が国への受入れが不可欠である技術として財務大臣が定めるものの受入れに必要な資金
- 4 前条第三号に掲げる業務のうち、短期資金に係るものは、我が国の法人等又は出資外国法人等が行う事業の遂行のために同号に規定する資金(短期資金を除く。)の貸付けを行うことを会社が約している場合において、当該事業の遂行のために特に必要があると認められる資金の貸付けに限り、行うことができる。
- 5 前条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。
- 6 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 我が国の法人等が外国の法人への出資又は外国の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け(以下この号において「出資等」という。)により海外における事業の開始、拡大又は能率の向上を図る場合において、当該出資等のために必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要であると認められる場合として政令で定める場合に限る。)
 - 二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金を貸し付けるとき。
 - イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け
 - ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け(同号に規定する政令で定める場合に限る。)
 - 三 国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となった旨を財務大臣が定めたとき。
- 7 前条第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。
- 8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であって、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。
- 一 国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられるこ

とにより、当該償還が確保されることとなっている場合

- 二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合
- 9 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るものを除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。
- 一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行う場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)
 - 二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合
 - 三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。
 - 四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもって行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るスワップ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。)に係る債務の保証等を行うとき。
- 10 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等(公社債等に係るものに限る。)及び公社債等の取得は、次に掲げる場合(同条第一号から第三号までに掲げる業務にあっては、第二号から第六号までに掲げる場合)に限り、行うことができる。
- 一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等(償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。)の一部を取得する場合
 - 二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
 - 三 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
 - 四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
 - 五 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権、公社債等若しくは金銭債権又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。
 - 六 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
- 11 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付

けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合又は第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあつては償還期限が一年を超える出資外国人等に対する貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

- 一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
 - 二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け
- 12 前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るため必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(業務の方法)

- 第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。
- 2 第十一条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、会社の収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

(事業年度)

- 第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算)

- 第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の収入は、貸付金の利息、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金の利子、社債の利子及び附属諸費とする。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。
- 4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。
- 5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

(財務諸表の提出)

- 第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。
- 2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を含む。)を財務大臣に提出しなければならない。

(決算報告書の作成及び提出)

- 第二十七条 会社は、前条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添付して、内閣に送付しなければならない。
- 3 会社は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書の会計検査院への送付)

- 第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書の国会への提出)

- 第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(国庫納付金)

- 第三十一条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。
- 2 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、前項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。
- 3 第一項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 会社は、第一項及び第二項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

- 第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

- 第三十三条 会社がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。
- 2 前項に規定する短期借入金については、借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない

い金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

- 3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところにより、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 会社は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。ただし、会社が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合は、この限りでない。
- 6 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の資本金及び準備金の額の合計額(以下この条において「基準額」という。)の十倍に相当する額(以下この条において「限度額」という。)を超えることとなってはならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。
- 8 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、基準額及び限度額の合計額を超えることとなってはならない。

(一般担保)

- 第三十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(政府保証)

- 第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。
- 2 前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。
 - 3 政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

- 第三十六条 会社は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務

上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他財務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 財政融資資金への預託
- 三 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金
- 四 譲渡性預金証書の保有
- 五 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託
- 六 コール資金の貸付け
- 七 前各号に掲げる方法に準ずるものとして財務省令で定める方法

(監督)

- 第三十八条 会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

- 第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に対して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。
- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

- 第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。
 - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
 - 4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
 - 5 この法律に規定する財務大臣の権限(第一項の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。)は、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(定款)

- 第四十一条 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録

しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されないこと。がないよう十分に配慮すること。
- 3 会社の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(金融商品取引法の適用除外等)

- 第四十三条 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十七条の七を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。
 - 3 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。
 - 4 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条(第一号に係る部分に限る。)及び第三十九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年七月十五日政令第二百二十一号）（抜粋）

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第三号及び第六号、第十二条第一項第二号、第六項第一号及び第七項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項、第三十五条第三項、第四十条第一項及び第四項並びに附則第十条第二項、第十二条第二項及び第七項、第十三条第三項並びに第二十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（金融機関の範囲）

第一条 株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫連合会及び農林中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二条第六号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

2 法第二条第六号ロに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

（開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務）

第三条 法第十二条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、法第十一条第一号に規定する資金の対象となる設備の輸出等であって次に掲げる設備に係るものである場合とする。

- 一 次に掲げる設備
 - イ 船舶（水域において使用される浮遊式の生産用のプラットフォーム、石油貯蔵タンクその他の浮き構造物を含む。）
 - ロ 人工衛星並びにその追跡及び運用に必要な設備
 - ハ 航空機
 - ニ 医療機器（陽子線、重イオン線又は中性子線を照射する装置及びその運用に必要な設備に限る。）
- 二 次に掲げる事業の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備（ハ及びルに掲げる事業については、これらの事業を一体的に行うよう構成された複数の種類の機器又は

装置からなる設備に限る。）

- イ 原子力による発電に関する事業
- ロ 鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）
- ハ 水道、下水道その他污水处理施設及び工業用水道に関する事業
- ニ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業
- ホ 再生可能エネルギー源（永続的に利用することができるものと認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
- ヘ 変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）
- ト 石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
- チ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）
- リ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
- ヌ ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）
- ル 電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

（我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対して行うことができる場合）

第四条 法第十二条第六項第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する出資等（以下「出資等」という。）のうち、次に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴うもののために必要な資金の貸付けを行う場合とする。

- 一 社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- 二 一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- 三 一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等有していないものを有する外国の法人

（開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務）

第五条 法第十二条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲

げる場合とする。

- 一 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、次に掲げる事業に係るものを行う場合
 - イ 原子力による発電に関する事業
 - ロ 鉄道(軌道を含む。以下この号において同じ。)に関する事業(主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。)
 - ハ 水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業
 - ニ 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)を原材料とする燃料の製造に関する事業
 - ホ 再生可能エネルギー源(永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。)による発電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ヘ 変電、送電及び配電に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ト 石炭による発電に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - チ 石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業(石炭の効率的な利用を行うものに限る。)
 - リ 石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業
 - ヌ ガスによる発電に関する事業(ガスの効率的な利用を行うものに限る。)
 - ル 電気又は熱の効率的な使用に関する事業(電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ヲ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業(当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。)
 - ワ 航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業
- 二 法第十一条第三号に掲げる業務のうち、前条各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等のために必要な資金の貸付けを行う場合

(剰余金のうち準備金として積み立てる額等)

- 第六条 法第三十一条第一項に規定する政令で定める基準により計算した額は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額とする。
- 2 法第三十一条第一項に規定する政令で定める額は、株式会社国際協力銀行(以下「会社」という。)の資本金の額に相当する額とする。

(国庫納付の手続)

第七条 会社は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、法第三十一条第一項の規定に基づいて計算した当該事業年度の国庫納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の六月二十日までに、これを財務大臣に提出しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

- 第八条 会社の国庫納付金については、法第三十一条第一項に規定する剰余の額を一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額に応じて按分した額を、それぞれ一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとする。
- 2 前項に規定する出資の額は、同項に規定する剰余の額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額(同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は財政投融資特別会計の投資勘定からの出資の額の増加又は減少があったときは、当該増加又は減少のあった日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資の額に乘じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額)とする。

(社債の発行に係る基本方針の認可)

- 第九条 会社は、法第三十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債の発行に係る基本方針を作成し、財務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の基本方針には、社債についての次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 発行金額
 - 二 表示通貨
 - 三 発行市場
 - 四 利回り
 - 五 その他財務大臣が定める事項

(国内社債の発行の届出)

- 第十条 会社は、国内社債(会社の社債のうち我が国において発行するものをいう。以下この条において同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国内社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。
- 一 調達した資金の使途
 - 二 名称
 - 三 発行の年月日
 - 四 発行総額
 - 五 各社債の金額
 - 六 利率
 - 七 償還の方法及び期限
 - 八 利息の支払の方法及び期限
 - 九 発行の価額
 - 十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用があるときは、その旨
 - 十一 募集の方法
 - 十二 利回り
 - 十三 第二号から第十号までに掲げるもののほか、国内社債

の社債券に記載した事項
十四 その他財務大臣が定める事項

(国外社債の発行の届出)

第十一条 会社は、国外社債(会社の社債のうち我が国以外の地域において発行するものをいう。以下同じ。)の発行について法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該国外社債についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一号から第九号までに掲げる事項に相当する事項
- 二 種類
- 三 発行の方法
- 四 表示通貨
- 五 発行市場
- 六 利回り
- 七 第一号に掲げるもののほか、国外社債の社債券に記載した事項
- 八 その他財務大臣が定める事項

(社債券の滅失等の場合の代わり社債券等の発行)

第十二条 法第三十三条第五項ただし書に規定する社債券の発行は、会社が、国外社債の社債券(以下この条において「国外社債券」という。)に限り行うものとする。

2 前項の国外社債券の発行は、国外社債券を盗取され、滅失し、又は紛失した者からその再交付の請求があった場合において、当該盗取、滅失又は紛失に係る国外社債券につき、会社が適当と認める者によるその番号の確認があり、かつ、その盗取され、滅失し、又は紛失した証拠の提出があったときに限り、することができる。この場合において、必要があるときは、会社は、当該盗取、滅失若しくは紛失に係る国外社債券に対し償還をし、又は消却のための買入れをしたときは会社が適当と認める者がその償還金額又は買入価額に相当する金額を会社に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

第十三条 前条の規定は、法第三十五条第三項の規定により政府が保証契約をすることができる債務に係る社債券又はその利札の発行について準用する。この場合において、前条第一項中「第三十三条第五項」とあるのは「第三十五条第三項」と、「社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「社債券(以下「国外社債券」という。)」とあるのは「社債券若しくはその利札」と、同条第二項中「国外社債券の」とあるのは「社債券又はその利札の」と、「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債券に対し」と、「又は消却のための買入れ」とあるのは「若しくは消却のための買入れをし、又は当該盗取、滅失若しくは紛失に係る利札に対し利子の支払」と、「は会社」とあるのは「は会社及び保証人である政府」と、「又は買入価額」とあるのは「若しくは買入価額又は利子の支払金額」と読み替えるものとする。

(国外社債に係る政府の保証に関する事務の取扱い)

第十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項若しくは第三項又は法第三十五条の規定により、政府が国外社債に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、本邦又は外国において銀行業(銀行法(昭和十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をい

う。附則第六条第三項において同じ。)、信託業(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する信託業をいう。附則第六条第三項において同じ。))又は金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。附則第六条第三項において同じ。))を行う者であって、財務大臣が指定するものを財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。

(財務省令への委任)

第十五条 第十一条から前条までに定めるもののほか、国外社債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(内閣総理大臣への権限の委任)

第十六条 法第三十九条第一項の規定による財務大臣の立入検査の権限のうち会社の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、財務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第十七条 法第四十条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十九条第一項の規定による立入検査
- 二 法第四十条第二項の規定による報告
- 2 前項第一号の規定による権限で会社の本店以外の支店その他の施設又は法第三十九条第一項の受託法人の事務所その他の施設(以下この条において「会社の支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該会社の支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。
- 3 前項の規定により会社の支店等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、会社の本店又は当該会社の支店等以外の会社の支店等に対する立入検査の必要を認めたときは、当該立入検査を行うことができる。

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年三月二十六日財務省令第十四号）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 貸付債権等 貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。
- 二 クレジットデリバティブ取引 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において、相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権等を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。

（法第二条第四号の財務省令で定める法人）

第二条 法第二条第四号の財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもって貸付債権等を取得し、当該貸付債権等の管理及び処分により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）
- 二 一連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもってクレジットデリバティブ取引を行い、当該クレジットデリバティブ取引により得られる金銭をもって、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を専ら行うことを目的とする者

（法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人）

第三条 法第十四条第一項の財務省令で定める金融機関その他の法人は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる金融機関
 - イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
 - ロ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
 - ハ 信用金庫及び信用金庫連合会
- 二 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
- ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ヘ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合並びに都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会又は同項第十号の事業を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- ト 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連

合会

- チ 農林中央金庫
- リ 保険会社
- ヌ 株式会社商工組合中央金庫
- ル 株式会社日本政策投資銀行
- ヲ 地方公共団体金融機構
- ワ 株式会社日本政策金融公庫
- カ 外国金融機関等
- 二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）及び外国の法令に準拠して外国において債権管理回収業に類似する業務を営む者（債権回収会社を除く。）
- 三 法第十二条第九項第三号に規定する金銭債権を譲渡した我が国の法人等又は出資外国法人等
- 四 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 農林漁業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。
- 五 次に掲げる要件を満たす法人
 - イ 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給する者であること。
 - ロ 貸金業者であること。
 - ハ 資本金の額が五億円以上であること。

（決算報告書等の閲覧期間）

第四条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める期間は、五年間とする。

（予算の繰越し）

- 第五条 法第三十条第二項の規定により支出予算の繰越しについての財務大臣の承認を受けようとするときは、翌事業年度の四月三十日までに、繰越計算書を財務大臣に送付しなければならない。
- 2 前項の繰越計算書は、法第二十条第一項の規定により通知された支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに繰越しを必要とする事由
 - 二 前号の経費の予算現額のうち支払済みとなった額及び当該事業年度内に支払うべき額
 - 三 第一号の経費の予算現額のうち翌事業年度に繰越しを必要とする額
 - 四 第一号の経費の予算現額のうち不用となるべき額
 - 3 第一項の繰越計算書には、参考となる書類を添付しなければならない。

（余裕金の運用方法）

第六条 法第三十六条第七号の財務省令で定める方法は、法第三十三条に規定する借入金のうち外貨資金の借入れ、令第十一条に規定する国外社債の発行又は外貨通貨を対価とする本邦通

貨の売却により調達した資金に係る業務上の余裕金であって、外国政府の発行する有価証券で外国通貨をもって表示されるものとする。

附則

(施行期日)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

6 内部統制基本方針について

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第1条 本行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を本行の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- 3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- 4 本行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 5 本行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 6 本行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- 第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- 3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第3条 本行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 本行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
- 3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。
- 4 本行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
- 2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会

の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

- 3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- 4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

- 第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- 2 本行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- 3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- 4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- 5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- 6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

- 第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、専任の職員を置く。
- 2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項)

- 第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- 第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
- 2 取締役及び職員は、本行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- 2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- 3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

- 4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。
- 5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

7. セキュリティポリシーについて

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって当行の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行います。

基本理念

当行は、関係法令及び関連規程の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討した上で、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施に当たっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分で、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、当行では、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点からこれらを分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

情報資産の管理体制

当行では、情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

個人情報の保護

当行では、個人情報の取扱いに関する基本方針(プライバシーポリシー)を定めこれを公表した上で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

顧客情報の保護

当行は、お客様の保護及び利便の向上のための基本方針を定め、当該方針に基づき、お客様に関する情報の保護及び管理を適切に行います。

情報資産管理に関する教育

当行は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規程の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように、必要な教育を行います。

業務の外部委託

当行は、業務の委託等により、当行の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

情報資産に係る事故への対応

当行は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

評価・見直し

当行は、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化並びに組織、業務内容等の変更、当行の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、本ポリシーの評価・見直しを行います。

8. 顧客保護等管理方針について

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- 1 当行は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
- 2 当行は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
- 3 当行は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
- 4 当行は、当行が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。

※本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。

- (1) 当行の業務を利用していただいている方
- (2) 当行の業務を利用されていた方
- (3) 当行の業務に関し当行と取引関係に入る可能性のある方

※当行においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社国際協力銀行法(平成23年5月2日法律第39号)第11条及び当行が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

9. 利益相反管理方針について

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)及び当行の子金融機関等(以下総称して「当行グループ」といいます。)は、金融商品取引法に従い、利益相反管理方針を策定の上、お客さまの利益を不当に害することがないように、利益相反の恐れのある取引を適切に管理してまいります。

当行グループにおける利益相反管理方針の概要を、以下のとおり公表いたします。

1. 利益相反の恐れのある取引の特定

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反の恐れのある取引」とは、(a)当行グループとお客さまの間の利益が対立又は競合する場合、又は(b)当行グループの複数のお客さま間の利益が対立又は競合する場合において、お客さまの利益が不当に害される取引(以下「対象取引」といいます。)です。

(2) お客さまの範囲

本方針の対象となる「お客さま」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」を利用している相手方、当該業務を利用していた相手方及び当該業務に関し取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。

「金融商品関連業務」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

2. 利益相反管理の対応を要する会社

1. (1)のとおり、対象取引は、当行グループ(当行及び当行の子金融機関等)が行う取引であり、「当行の子金融機関等」とは、当行の子会社又は関連会社のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成24年4月1日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.

3. 利益相反の恐れのある取引の管理方法

当行グループは、お客さまとの取引における利益相反の状況を把

握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
- その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反の管理体制

当行グループでは、利益相反を管理・統括する部署を設置し、利益相反を一元的に管理いたします。

また、利益相反の管理に関する法令その他の規範を遵守し、態勢整備を継続的に行ってまいります。

10・プライバシーポリシーについて

株式会社国際協力銀行(以下「当行」といいます。)では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが当行のお客さまに対する責務であると考えています。

当行では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独法等個人情報保護法」といいます。)、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

個人情報の取得

当行は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ当行の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

個人情報の利用

当行は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

- (1) 出融資・保証業務及び関連する業務に係る審査・調査(又はそれらに附随する業務)
- (2) 当行との契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- (3) 「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号)等の法令に基づくご本人さまの確認
- (4) 当行が開催するセミナー等イベントのご案内
- (5) 当行関連資料等の送付
- (6) アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- (7) ご質問・お問合せ、当行からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

個人情報の第三者提供

当行は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

業務委託

当行の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が適切になされていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

個人情報の管理

- (1) 当行は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予

防措置および安全対策を講じます。

- (2) 当行は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 当行は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査・点検を実施します。

個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、当行が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等(以下「開示等」といいます。)を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱いします。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

当行におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、本店及び西日本オフィスの情報公開・個人情報保護窓口にご相談ください。

継続的な改善

当行は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

情報公開・個人情報保護の窓口

国際協力銀行では、情報公開法・個人情報保護法に基づく開示請求等については、本店の情報公開・個人情報保護窓口で受け付けます(直接窓口による受け付けまたは郵送による受け付け)。直接窓口にご来店される場合は、本店情報公開・個人情報保護窓口にお越しください。

所在地：〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
企画・管理部門
経営企画部報道課(情報公開・個人情報保護窓口)
電話番号：03-5218-3100
開設時間：月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時30分～午後5時まで
(12時から13時までの間を除く)

なお、情報公開・個人情報保護制度については、西日本オフィスでもご相談いただけます。